

## 松本市役所新庁舎建設候補地検証委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松本市役所新庁舎建設候補地(以下「建設候補地」という。)の選定に当たり、有識者による検証を受けるため、新庁舎建設候補地検証委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、建設候補地の庁舎用地としての適性を検証する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検証が終了するまでの間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、書面等を委員に送付し、その意見を徴することにより、会議に代えることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策部政策課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成29年6月19日から施行する。